



# おのえいこ 県政報告

明日に向かって  
えいこの力!

Vol.15

平成28年2月発行

発行：自由民主党  
富山県議会議員会

## ごあいさつ

晩冬の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年の正月はまったく雪がなく、観測史上初ともいえる穏やかな気候での幕開けとなりました。今年も丙申、これまでに種を蒔き、準備してきたことが実を結ぶ一年になると言われています。今年一年が皆様にとって実り多く、また年初めのように穏やかな一年であることを願います。

さて昨年は我々県議会議員の改選でもありました。皆様には日頃、輪をかけての格別のお力添えを賜りましたことに改めて感謝申し上げますとともに、おかげをもちまして忙しく活動させていただいておりますことを併せてご報告申し上げます。

昨年を振り返ると、構想から半世紀を掛けた北陸新幹線の開業、天皇皇后陛下のご臨席を仰いだ全国豊かな海づくり大会の開催、県内外から一万四千人が出場したとやまマラソンの開催と、富山県が大変注目された一年でもありました。この活気を一過性のものとせず、今後も良い流れを持続できるように次の一手のために議論を深めていきたいと考えています。

また今年7月には参議院の改選が控えておりますし、衆議院の解散も囁かれています。

私も今年一年、まっすぐ誠実に、芯を貫く姿勢を心掛けていきたいと思っております。

富山県議会議員

奥野 泳子

平成27年11月定例会

# 予算特別委員会

(12月10日質問 抜粋)

## 【周産期医療体制の構築について】

PICK UP

県内の分娩取扱医療機関数は、平成21年の25機関から、平成27年には21機関へと減少している。

また富山県の平成26年の出生数は7,556人だが、「富山県人口ビジョン」を元に計算すると平成42年の年間出生数は約8,100人に増加することになり、産科の維持が必要不可欠。

**Q. 県内で安心・安全な妊娠・出産ができる医療体制の維持に向けた県の役割について伺う。**

厚生部長

A. 県では、「総合周産期母子医療センター」及び「地域周産期母子医療センター」を核とした医療機関の連携体制を整備し、地域の病院や診療所の支援、周産期救急情報システムの充実等に取り組んでいる。

また、「富山県周産期医療搬送・紹介ガイドライン」の策定等にも取り組んだ。

今後は、医療体制の維持に向け、医療計画及び周産期医療体制整備計画の進捗状況を適切に評価、見直していく。



**Q. 「富山県周産期医療体制整備計画」の実績に対する評価と今後の対応について伺う。**

厚生部長

A. 平成23年3月に策定した周産期医療体制整備計画の目標は、概ね達成している。県としては今後、国の方針も踏まえて適切に対応したい。

**Q. これから策定する地域医療構想の中での、県立中央病院の位置づけについて伺う。**

知事

A. 今後の機能や役割は、地域医療構想の策定や次期医療計画の見直しと、第4次中期経営計画の策定の過程において具体的に検討していく。

基本的には、現在と同様、県民に信頼され、県民の生命を守る最後の砦として、高度急性期医療を担う病院としていきたい。

**Q. 周産期医療体制を構築していくために、公的病院の産科医の増員や産科開業医の確保が必要だが、今後の産科医の養成・確保にどのように取り組んでいくのか伺う。**

知事

A. 県では、①富山大学や金沢大学における特別枠の設定、②産科等を志望する医学生への修学資金の拡充、③富山大学に医師派遣の協力要請などを行っている。結果、修学資金貸与者のうち既に4名が産科医として勤務し、15名が産科を希望しているなど、一定の成果がでている。

また、富山大学の特別枠の医学生を対象とした特別講座の開催や、病院での産科専門医の養成プログラム策定を支援し、本県における産科の充実に努めたい。

**Q. 産科医が働きやすい環境整備のために、さらなる支援の検討について伺う。**

PICK UP

昨年1月に発表された日本産婦人科医会による「産婦人科勤務医の処遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査」では、当直回数が適正と答えた病院の平均回数は月に4.6回。一方、多すぎると回答した平均回数は月に7.5回であった。

同調べでは、**本県の平均当直回数は月に8.5回、一週間の勤務時間も平均58.1時間と、47都道府県で一番の長時間労働、および当直回数となっている。**

また近年は新産科医の7割が女性であり、今後その傾向が強いとされる。

厚生部長

A. 働きやすい環境の整備は、医療の質の向上や医療安全の推進のみならず、産科医のさらなる確保・定着にもつながる重要な取組みである。県では、①病院内保育所の運営費に対する支援、②医師へ分娩手当を支給する医療機関への助成、③「富山県医療勤務環境改善支援センター」の開設、④県と医師会が連携し女性医師等支援事業に取り組んでいる。こうした取組みの結果、勤務環境改善に取組む事例がでてきている。

【主権者教育について】

Q. 県選挙管理委員会では、各種選挙において啓発のための様々な取組みを行っているが、その意義と目的、そしてどのような選挙（政治参画）が望ましいと考えているのか問う。

経営管理部長

A. 選挙管理委員会は、選挙が有権者の自由な意思によって公明かつ適正に行われ、民主政治の健全な発達を期することを目的に、選挙啓発ポスターの募集や、情報発信、研修会の開催などを行い、選挙の際は、必要な情報を提供し、選挙公報を発行している。



有権者が、主権者としての自覚を持って、進んで投票に参加する姿が望ましいと考えており、様々な啓発を通して有権者に選挙の重要性などを周知していきたい。

Q. 選挙権年齢の引下げに伴う県選管の新しい取組みとその実施状況について問う。

経営管理部長

A. 県選挙管理委員会では新たに3つの取組みを行うこととした。  
 ①高校生を対象としたで出前授業を実施  
 ②教員等を対象とした講習会を県教育委員会と連携して実施  
 ③大学生による県議会傍聴及び県議会議員や知事との意見交換会の実施

教育長

Q. 高等学校における主権者教育の政治的中立をどのように捉え、政治参画や選挙にどのように結び付けていくのか、今後の取組みについて問う。

A. 学校の政治的中立は、教員が個人的な主義主張を述べず、公正中立な立場で生徒を指導することが必要である。今月中に教員を対象とした研修会を開催し、さらに、実践事例を取りまとめ活用する。  
 主権者教育を政治参画や選挙に結び付けるために、生徒が政治や選挙に関する知識を身に付け、その上で、政治的に対立する見解がある事例等で討論を行い、模擬選挙など具体的な・実践的な学習を行うことが効果的である。



Q. 各学校が政治的中立性を確保するために、各政党の代表、教育委員会、選挙管理委員会、有識者等を交えた第三者委員会をつくり、本県における主権者教育の運用のあり方等を検討すべきと考えるが、所見を問う。

PICK UP

全国的には、政治教育を実施した際に、政治的中立性について教育委員会が糾弾されるケースが散見される。その結果、現場が萎縮してしまえば、有効な主権者教育がなされないことになる。

教育長

A. 他県では、政治的中立性について議会等で指摘されるケースも見られ、具体的な事象を取り扱うことに慎重になる教員も出てくると考えられる。

教育委員会だけでなく、県選挙管理委員会や有識者等からアドバイスをいただき、政治的中立を確保する対応策を提供することで、現場の教員を支援していく。  
 ご提案については、支援策のひとつであり、検討していきたい。



**Q.** 選挙権の引き下げに伴い、特別支援学校においても主権者教育の重要性が高まっている。障がい特性も鑑み、どのように指導していくのか、今後の取組みについて問う。

**教育長**

A. 特別支援学校の高等部と高等特別支援学校では、他の高校と同じ副教材を活用しながら、指導を行っていく。さらに、それぞれの障害特性に応じた、丁寧な指導を行い、主権者教育が充実するよう努める。

**Q.** 小中学校の主権者教育と生徒会選挙の実施状況について問う。

**教育長**

A. 県教育委員会は、市町村教育委員会に対し主権者教育の充実強化を要請し、小・中学校で、選挙管理委員会と連携した「出前授業」の実施に向けた調整を進めている。生徒会選挙は、立候補者が一人のため投票を行っていない場合もあるが、全ての中学校で、校内選挙管理委員会の立ち上げや立会演説会など、選挙に関する一連の選挙活動を実施しており、主体的に生徒会活動に参画する力の育成に努めている。



今回は条例づくりについて。

以前にも自民党派による議員提案で「障害のある人の人権を尊重し、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を策定したことに触れました。その条例も今年4月1日から施行されます。

これまでも自民党派では、政調会が中心となって条例案を練り上げ、議員提案により条例を制定しています。これまでは2年に1本程度の割合で、条例案の上程までの工程をこなしてきましたが、今期の政調会では、同時に2本の条例づくりに臨んでいます。

一本目は「富山県産材活用推進条例（仮称）」。その名の通り、県産の木材の活用を勧め、資源循環の形を構築するものです。

安価な北洋材が多く輸入されるようになってから、県内の木は、材として用いられるのに適切な年数を優に超えているにも関わらず、伐採されていないものが多く、山の荒廃にもつながっています。林業の衰退に歯止めをかけ、山の荒廃を食い止めることで、資源循環につなげる条例を検討しています。

二本目は「犯罪被害者等支援条例（仮称）」。誰しも、普段生活する中で、常に細心の注意を払っていても、突発的に犯罪に巻き込まれて被害を受けてしまう方々がいいます。

悪質な交通事故、強盗や性犯罪、また子供たちが巻き込まれる事件等、当事者やその家族になって初めて、被害者側の支援が必要で、現在の支援が不十分であることに気が付きます。被害者に相談機関や治療等の経済的な面での支援の充実の必要があります。

二本同時の条例づくりは例のないことで、忙しさも二倍ですが、今年中の上程に向けて、より良いものになるように努力していきます。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

**3月17日(木)14時～**

**2月定例会 予算特別委員会にて質問いたします。**

ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

**ホームページ** <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

**Facebook** 友達リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。

**Twitter** 本人アカウント 奥野詠子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会(@eiokai)

**連絡先**

**富山県議会自民党控室**

**議員事務所**

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

〒939-8073 富山市大町2-8-2  
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: [okuno.eiko@lime.plala.or.jp](mailto:okuno.eiko@lime.plala.or.jp)